

性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書

性犯罪や性暴力にあつては、被害者の人権が著しく侵害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になるなど、重大で深刻な被害が生じる。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎない。

性犯罪等の被害の特殊性、深刻性に鑑み、被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受け、中長期的にも支援を継続することができるように、各都道府県に最低1箇所は、ワンストップ支援センターを設置すべきである。

よって、国においては、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置の支援を含め、次の事項に取り組むよう強く要望する。

- 1 性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を都道府県に促すことを内容とする法律を早急に制定すること。
- 2 法律に基づき、24時間体制のワンストップ支援センターの設置や全国共通番号の電話相談窓口の設置など、性犯罪等被害者支援のための施策を総合的に策定し、必要な財政上等の措置を講ずること。
- 3 政府は、ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。
- 4 性犯罪等被害者支援基本計画の策定をはじめ、関連する施策の立案においては、性犯罪等被害者、その支援者などがその立案過程に参加し、実態に即した形で行われるようにすること。
- 5 都道府県による性犯罪等被害者支援計画の策定を支援すること。
- 6 性犯罪等被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況に関する報告書を公表すること。
- 7 刑事手続における被害者の負担を可能な限り軽減する方策や未成年者に対する性犯罪に係る公訴時効について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月21日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
法務大臣	上川陽子	様
財務大臣	麻生太郎	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
内閣官房長官	菅義偉	様
国家公安委員会委員長	小此木八郎	様
内閣府特命担当大臣	野田聖子	様
内閣府特命担当大臣	松山政司	様

いわき市議会議長 菅波 健